

## 承認工場(関税暫定措置法第9条の2第1項)

令和6年7月1日現在

管轄税関	管轄官署	名称	法人番号	所在地	備考
沖縄地区税関	本関	共栄飼料(株)中城工場	6360001008752	沖縄県中頭郡中城村当間575	定13条
沖縄地区税関	本関	琉球飼料(株)	1360001009284	沖縄県浦添市字港川495-3	定13条
沖縄地区税関	沖縄税関支署	沖縄県飼料協業組合	9360005002088	沖縄県沖縄市海邦町3-54	定13条

【注】備考欄に「定13条」の記載がある場合は、関税込率法第13条第1項の製造工場の承認も受けている工場となります。